

審 第 2 4 5 5 号  
答 申 第 5 2 1 号  
平成 3 1 年 3 月 1 1 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 荘 司 久 雄

審査請求に対する裁決について（答申）

平成 2 8 年 9 月 2 9 日付け保医大第 4 9 5 号による下記の諮問について、別紙のとおり  
答申します。

記

諮問第 6 7 7 号

平成 2 8 年 8 月 2 8 日付けで審査請求人から提起された、平成 2 8 年 8 月 2 2 日付け  
保医大第 4 1 5 号で行った行政文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書開示請求

審査請求人は、平成28年8月17日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「千葉県医事関係裁判運営委員会やその前身やそれに類するものに関する情報一切。たとえば、起案、議事録・会議報告書、プレスリリース、参加機関・参加者と文書、参加機関・参加者からの文書、出席者の選定、礼金の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書およびそれらに相当する文書、贈与等報告書、アンケート、チラシ広告およびインターネット上の告知の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、電話またはその他でのメモ、配布資料、記念誌、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、上記の添付文書、上記の関連文書。上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して特定ください。

担当課としては、少なくとも、病院局の本部事務局、がんセンター、こども病院、循環器病センター、救急医療センター、精神科医療センター、東金病院、佐原病院、千葉県千葉リハビリテーションセンターが考えられます。

なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外については、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に

含めます。また、事案の移送もお願いいたします。」(以下「本件請求内容」という。)

### 3 実施機関による決定

実施機関は、本件請求に対し、平成28年8月22日付け保医大第415号による行政文書不開示決定(以下「本件決定」という。)を行った。

### 4 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、平成28年8月28日付けで審査請求を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件決定を取り消して、請求対象文書を特定した上で、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。

### 2 審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

他の担当課から開示になった行政文書の写しの記述からして(資料1件)、対象文書が全くないとは、到底、考えられない。

### 3 反論書の要旨

不存在に対する審査請求を受けた後の対応について

(1) 慣例法上、国であれ独立行政法人等であれ地方公共団体であれ、情報公開の実施機関は、一般に、不存在の審査請求の後で、再度、文書を探索するものである。

しかし、本件では、「その他」のファイルや書庫に埃を被っているもの等を今一度探索すべき作為義務があるにもかかわらず、担当課は、何ら再探索をしていない。

慣例に従って、再度の探索をすべきである。

(2) 実施機関は、審査請求書の添付資料にて、千葉県立保健医療大学(以下「保健医療大学」という。)の職員が千葉県医事関係裁判運営委員会(以下「本件委員会」という。)に出席していることが示されたことに対する反論を一切していない。保健医療大学の職員が本件委員会に出席しているにもかかわらず、対象行政文書が存在しないとする論拠を示すべきである。

#### 第4 実施機関の弁明要旨

##### 1 対象行政文書の特定及び内容について

本件請求を受けて、本件請求に関する行政文書を探索した結果、不存在であった。

##### 2 処分の理由（不開示の理由について）

保健医療大学では、本件請求に関する行政文書が存在しなかったため、不開示としたものである。

##### 3 弁明の理由

審査請求人は、文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である旨主張する。

また、他の担当課から開示になった行政文書の写しの記述からして対象文書が全くないとは、到底、考えられない旨主張する。

しかしながら、本件請求に関する行政文書を作成又は取得している事実はなく、不存在であったため、不開示としたものである。

#### 第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

##### 1 本件請求内容に係る行政文書について

本件請求は、本件請求内容に係る行政文書（以下「本件対象文書」という。）の開示を求めるものであり、実施機関は、本件対象文書は不保有であるとして不開示とする本件決定を行った。

そこで、実施機関の本件対象文書の保有の有無について、以下検討する。

##### 2 本件対象文書の保有の有無について

審査請求人は、本件委員会に保健医療大学の職員が出席しているため、本件対象文書は存在する旨主張する。

そこで、当審査会が実施機関に対し本件委員会について確認したところ、本件委員会の委員に就任していた職員は、他の大学に在籍していた時から継続して委員になっていることから、出席依頼については、職員個人で対応し保健医療大学の事務局を通していなかったため、開催通知などを組織的に保有しておらず、また、実施機関において営利企業等従事許可願について作成することもなかったとのことであった。

そこで、当審査会が確認したところ、本件委員会の規約には本件委員会の会員について規定されているが、そこに保健医療大学の記載はないことから、これらの実施機関の説明は首肯できる。

また、当審査会が実施機関に再度探索を求めたところ、本件委員会の開催通知及び営利企業等従事許可願などの文書の存在は確認できなかったとのことであった。

さらに、当審査会が事務局職員をして、これらの文書について探索させたが、その存在を確認することはできなかった。

したがって、実施機関において本件対象文書が存在するとは認められない。

### 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

### 4 結論

よって、実施機関の本件決定は、妥当である。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日       | 処 理 内 容   |
|-------------|-----------|
| 平成28年 9月29日 | 諮問書の受理    |
| 平成28年 9月29日 | 反論書の写しの受理 |
| 平成30年 2月26日 | 審議        |
| 平成30年 6月25日 | 審議        |
| 平成30年 7月30日 | 審議        |

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

| 氏名    | 職業等         | 備考       |
|-------|-------------|----------|
| 荘司 久雄 | 城西国際大学非常勤講師 | 部会長      |
| 鈴木 牧子 | 弁護士         | 部会長職務代理者 |
| 湊 弘美  | 弁護士         |          |

(五十音順)